

議第35号

滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県動物の保護および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第6条の2中「第12条第1項第3号」を「第12条第1項第4号」に改める。

第13条中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に、「動物愛護担当職員」を「動物愛護管理担当職員」に改める。

付 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。